

鎌倉女子大学短期大学部 『学則』

第 1 章 総 則

第1条 (名称)

本学は、鎌倉女子大学短期大学部と称する。

第2条 (所在地)

本学は、神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号に設置する。

第3条 (目的)

本学は、日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

2. 初等教育学科は、乳幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、健全で幸福な社会の発展に寄与できる知見と方法、豊かな人間性と高い倫理性をもった人材を養成することを目的とする。

第4条 (自己点検及び評価)

本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第 2 章 学 科

第5条 (学科)

本学に初等教育学科を置く。

2. 初等教育学科に通信教育課程を置く。
3. 通信教育課程に関する事項は、別に定める。

第6条 (収容定員)

本学の収容定員は、次の通りとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
初 等 教 育 学 科	200 名	400 名
初 等 教 育 学 科 通 信 教 育 課 程	300 名	600 名

第 3 章 修 業 年 限 及 び 教 育 課 程

第7条 (修業年限及び在学期間)

本学の修業年限は、2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

第8条 (授業科目)

授業科目を総合教育科目及び専門教育科目に分ける。

第9条 （必修・選択・自由科目の区分）

授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

第10条 （授業科目及び単位数）

授業科目及び単位数は、別表Ⅰの通りとする。

第11条 （単位の計算方法）

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- 一．講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って1単位とする。
 - 二．実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って1単位とする。但し、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業を以って1単位とすることができる。
 - 三．1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業を以って1単位とする。
- 2．前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第12条 （授業期間）

- 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 2．各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。但し、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第13条 （授業の方法）

- 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2．授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3．前項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。
 - 4．授業は、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
 - 5．授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第14条 削除

第15条 （免許・資格の取得）

- 免許・資格の取得は、次の各項に定める方法による。
- 2．教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、初等教育学科においては、小学校教諭2種免許状・幼稚園教諭2種免許状である。
 - 3．保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める修業教科科目及び単位数を修得しなければならない。
 - 4．児童厚生二級指導員の資格を得ようとする者は、「児童厚生員資格履修規程」に定める学科目、単位数を修得しなければならない。

第16条 削除

第 4 章 入学・再入学・退学・除籍・転入学・転学・留学・休学・復学

第17条 （入学の時期）

入学の時期は、学年の始めとする。但し、再入学の時期は、学期の始めとすることができる。

第18条 （入学資格）

本学に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 一．高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二．通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三．外国において学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定をしたもの
- 四．文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五．専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六．文部科学大臣の指定した者
- 七．高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 八．本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

第19条 （入学の出願）

本学に入学を志願する者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

第20条 （入学者の選抜）

前条の入学を志願する者には、選抜を行う。

- 2．選抜に関する事項は、別に定める。

第20条の2 （合格者の決定）

前条の選抜による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第21条 （入学手続き）

第20条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証人連署の保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入し、入学手続きをしなければならない。

第22条 （入学許可）

学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第23条 （保証人）

保証人は、学生の身上について監督し得る者で、父母又はこれに代わる者でなければならない。また、本人が本学に対して負う一切の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で責任を負う。

第24条 （再入学）

第25条第1項の規定により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

2. 前項の場合、既修の学科目の全部又は一部を再び履修させることがある。
3. 再入学に関する事項は、別に定める。

第25条 （退学）

退学しようとする者は、学長に退学願を提出するものとする。

2. 退学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第25条の2 （除籍）

次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 一. 学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者
- 二. 第7条に定める在学年限を超えた者
- 三. 第30条第2項に定める休学期間を超えてなお就学できない者

2. 除籍に関する事項は、別に定める。

第26条 （転入学）

他の短期大学に在学している女子で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が相当年次への入学を許可することがある。

2. 転入学に関する事項は、別に定める。

第27条 （転学）

他の短期大学に入学又は転学しようとする者は、事由を詳記して学長に願い出るものとする。

2. 転学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第28条 （留学）

外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長に留学願を提出するものとする。

2. 留学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。
3. 留学に関する事項は、別に定める。

第29条 （休学）

疾病その他やむを得ない事由で2か月以上就学することができない者は、学長に休学願を提出するものとする。

2. 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。
3. 休学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第30条 （休学期間）

休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。但し、特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

2. 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
3. 休学期間は、在学期間に算入しない。

第31条 削除

第32条 （復学）

復学は、学期の始めとする。

2. 復学しようとする者は、休学期間が終了する1か月前までに、学長に復学願を提出するものとする。
3. 休学期間内であっても休学の事由が止んだときは、学長に復学願を提出することができる。
4. 病気を理由として休学した者は、復学願に医師の診断書を添付するものとする。
5. 復学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 5 章 成績評価及び単位の授与

第33条 (成績評価)

成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点は、以下の通りとする。

合否	評価	評点
合格	S	100～90点
	A	89～80点
	B	79～70点
	C	69～60点
	合	合格
	認	合格
不合格	F	59点以下
	E	成績評価なし
	否	不合格

第34条 (成績評価要件)

各授業科目について出席すべき時間数の3分の2以上出席しなければ、成績評価を受けることができない。

第35条 (単位の授与)

授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第36条 (試験)

試験の種類は、定期試験及びその他の方法とする。

- 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、審査を以って試験に代えることがある。

第37条 (成績評価及び試験に係る細則)

成績評価及び試験に関する細則は、別に定める。

第38条 (他の短期大学等における授業科目の履修)

教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（以下「他の短期大学等」という）との協議に基づき、学生が当該他の短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第38条の2 (短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第39条 (入学前の既修得単位等の認定)

教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第38条第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第 6 章 学 費 そ の 他

第40条 （学費）

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの通りとする。

第40条の2 （休学期間中の学費）

休学期間中については、授業料、教育環境充実費及び実験実習費に代え、在籍料を納入するものとする。

2. 在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第41条 （分納）

学費を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

第42条 （既納学費の取扱い）

すでに納めた学費は、これを返却しない。

第43条 （未納者の扱い）

学費を納めない者は、原則として成績評価を受けることができない。

第44条 （奨学金）

奨学金に関する事項は、別に定める。

第45条 （その他の費用）

その他必要な費用は、別に徴収することがある。

第 7 章 進 級 、 卒 業 及 び 学 位

第45条の2 （進級要件）

1年次から2年次へ進級するためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一. 1学期以上在学していること
- 二. 25単位（認定単位数を含む）以上修得していること

第46条 （卒業要件）

卒業要件は、本学に2年以上在学し、次の各号に定める単位を修得することとする。

- 一. 総合教育科目は、選択科目を含めて14単位以上を履修しなければならない。
- 二. 専門教育科目は、選択科目を含めて48単位以上を履修しなければならない。

第46条の2 （卒業の認定）

前条の卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が課程の修了及び卒業を認定する。

第46条の3 （学位の授与）

前条の規定により卒業を認定された者には、教授会の議を経て、学長が学位「短期大学士（教育学）」を授与する。

2. 学位に関する事項は、別に定める。

第 8 章 賞 罰

第47条 （表彰）

学生で他の模範となる行為があった者に対し、学長は、これを表彰することがある。

第48条 （懲戒）

本学の規則に違反し、或いは学生としてその本分にもとる行為があった者に対し、学長は、教授会の意見を聴き、懲戒を行う。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三. 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - 四. 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
4. 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

第49条 削除

第 9 章 職 員 組 織

第50条 （学長）

本学に学長を置く。

2. 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督して、教育研究の全般を管理し、これを代表する。
3. 学長に関する事項は、別に定める。

第51条 （副学長）

本学に副学長を置くことができる。

2. 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
3. 副学長に関する事項は、別に定める。

第52条 （学部長）

本学の学部学部に学部長を置く。

2. 学部長は、学長の命を受け、学部に関する校務をつかさどる。
3. 学部長に関する事項は、別に定める。

第53条 （教授・准教授・講師・助教・助手）

本学に教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

第54条 （事務職員・技術職員・その他の職員）

本学に事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

第 1 0 章 教 授 会

第55条 （教授会）

本学に教授会を置く。

2. 教授会は、学長及び副学長並びに教授、准教授、講師及び助教を以って組織する。
3. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一. 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二. 学位の授与
 - 三. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
4. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5. 教授会に関する事項は、別に定める。

第 1 1 章 図 書 館

第56条 (図書館)

本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する事項は、別に定める。

第 1 2 章 学 術 研 究 所

第57条 (学術研究所)

本学に学術研究所を置く。

2. 学術研究所に関する事項は、別に定める。

第 1 3 章 生 涯 学 習 セ ン タ ー

第58条 (生涯学習センター)

本学に生涯学習センターを置く。

2. 生涯学習センターに関する事項は、別に定める。

第 1 4 章 e-Learning Center

第58条の2 (e-Learning Center)

本学にe-Learning Centerを置く。

2. e-Learning Centerに関する事項は、別に定める。

第 1 5 章 委 託 生 ・ 科 目 等 履 修 生 ・ 単 位 互 換 履 修 生 ・ 聴 講 生 ・ 研 究 生 ・ 特 別 聴 講 学 生

第59条 (委託生)

本学は、官庁又は公共団体等が願い出た時は、一定期間を定め、選考の上、委託生として履修を許可することがある。

2. 委託生に関する事項は、別に定める。

第60条 (科目等履修生)

本学は本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対して単位を与えることができる。

2. 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第61条 (単位互換履修生)

本学は、単位互換に係る協定に基づき、単位互換履修生を受け入れることができる。

2. 単位互換履修生に関する事項は、別に定める。

第61条の2 (聴講生)

本学は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関する事項は、別に定める。

第61条の3 （研究生）

本学の学生以外の者で本学の学科に関連した特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、短期大学部の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2. 研究生に関する事項は、別に定める。

第61条の4 （特別聴講学生）

他の大学又は他の短期大学の学生で本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は当該短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2. 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第62条 （規定の準用）

委託生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、研究生及び特別聴講学生については、別に定める場合のほか、その性質に反しない限り本学則を準用する。

第 1 6 章 専 攻 科

第63条 （専攻科）

本学に専攻科初等教育専攻を置く。

第64条 （専攻科の収容定員）

収容定員は次の通りとする。

専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員
初 等 教 育 専 攻	2 0 名	2 0 名

第65条 （専攻科の目的）

専攻科は、短期大学の基礎の上に、初等教育に関する専門科目について、精深な専門の学芸を教授し、その研究を深め、より高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

第66条 （専攻科の修業年限）

専攻科の修業年限は、1年とする。

第67条 （専攻科の授業科目）

専攻科の授業科目は、別表Ⅰ－2の通りとする。

第68条 削除

第68条の2 （本科履修）

教育研究上必要と認めたときは、初等教育学科の授業を履修させることができる。

第69条 （専攻科の入学資格）

専攻科に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 一. 短期大学を卒業した者
- 二. 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
- 三. 本学において短期大学卒業者と同等以上の学力があると認めた者

第70条 （専攻科の学費）

専攻科の入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱ－２の通りとする。

第70条の２（専攻科の休学期間中の学費）

休学期間中については、授業料及び教育環境充実費に代え、在籍料を納入するものとする。

２．在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第71条（専攻科の修了要件）

修了要件は、専攻科に１年以上在学し、選択科目を含めて30単位以上を修得することとする。

第71条の２（専攻科の修了の認定）

前条の修了要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

第72条（その他）

専攻科に関し本章に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

第 1 7 章 公 開 講 座

第73条（公開講座）

本学は、公開講座を開設することがある。

２．公開講座に関する事項は、別に定める。

第 1 8 章 学 年 ・ 学 期 ・ 休 業 日

第74条（学年・学期）

学年は、４月１日に始まり、翌年の３月31日に終わる。

２．学年の区分は、次の各号に定める通り、２学期制とする。

- | | | | | |
|-------|---|-------|---|---------|
| 一．春学期 | 自 | ４月１日 | 至 | ９月30日 |
| 二．秋学期 | 自 | 10月１日 | 至 | 翌年３月31日 |

３．学長は、必要に応じて前項の学期を臨時に変更することができる。

第75条（休業日）

休業日は、次の各号に定める通りとする。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 一．日曜日及び土曜日 | |
| 二．国民の祝日に関する法律に定める休日 | |
| 三．創立記念日 | ４月19日 |
| 四．夏季休業 | 自 ８月１日 至 ９月16日 |
| 五．冬季休業 | 自 12月20日 至 翌年１月７日 |
| 六．春季休業 | 自 ３月21日 至 ３月31日 |

２．学長は、必要に応じて前項の休業日を臨時に変更することができる。

第 1 9 章 そ の 他

第76条（施行細則）

本学則を施行するための細則は、別に学長が定める。

第77条（名称変更）

平成元年４月１日から、学校名『京浜女子大学短期大学部』を、『鎌倉女子大学短期大学部』に変更する。

附 則

- 昭和25年3月14日、制定する。
2. 昭和25年4月1日、施行する。
 3. 昭和32年4月1日、改定・施行する。
 4. 昭和37年4月1日、改定・施行する。
 5. 昭和47年4月1日、改定・施行する。
 6. 昭和49年4月1日、改定・施行する。
 7. 昭和51年4月1日、改定・施行する。
 8. 昭和62年4月1日、改定・施行。但し昭和61年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 9. 平成元年4月1日、改定・施行する。
 10. 平成2年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 11. 平成3年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、平成元年4月1日改定・施行の学則を適用、学費については、各当該年度の学則を適用する。
 12. 平成4年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、平成元年4月1日改定・施行の学則を、平成3年度入学生までは、平成3年4月1日改定・施行の学則を適用、学費については、各当該年度の学則を適用する。
 13. 平成5年4月1日、改定・施行。但し平成4年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 14. 平成7年4月1日、改定・施行。但し平成6年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 15. 平成8年4月1日、改定・施行。但し平成7年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 16. 平成9年4月1日、改定・施行。（カリキュラム改定）但し平成8年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 17. 平成11年4月1日、改定・施行。
 18. 平成12年4月1日、改正・施行。但し平成11年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 19. 平成13年4月1日、改正・施行。（専攻科設置）但し平成12年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 20. 平成14年4月1日、改正・施行。但し平成13年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 21. 平成15年4月1日、改正・施行。但し本学則第3条（所在地）を除き平成14年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 22. 平成16年4月1日、改正・施行。
 23. 平成17年4月1日、改正・施行。但し平成16年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 24. 平成18年2月1日から改正・施行し、平成17年10月1日から適用する。
 25. 平成18年4月1日、改正・施行。但し本学則第59条（学年・学期）を除き平成17年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 26. 平成19年4月1日、改定・施行。
 27. 平成19年4月1日、改定・施行。但し平成18年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 28. 平成20年4月1日、改定・施行。
 29. 平成21年4月1日、改定・施行。但し平成20年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 30. 平成22年4月1日、改定・施行。但し平成21年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 31. 平成23年4月1日、改定・施行。但し平成22年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 32. 平成25年4月1日、改定・施行。但し平成24年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 33. 平成26年4月1日、改定・施行。但し本学則第5条（授業科目）、第6条（授業科目単位数）、第9条（履修単位）及び第11条（必修・選択・自由科目の区分）については平成25年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 34. 平成27年4月1日、改定・施行。但し第10条（授業科目及び単位数）については、平成26年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 35. 平成28年4月1日、改定・施行。但し平成27年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
また、第40条（学費）及び第70条（専攻科の学費）については、平成28年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 36. 平成29年4月1日、改定・施行。但し、第44条（奨学金）及び第45条（その他の費用）を除き平成28年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 37. 平成30年4月1日、改定・施行。但し、平成29年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
 38. 平成31年4月1日、改定・施行。但し、平成30年度入学生までは、改定前の学則を適用する。

39. 令和2年4月1日、改定・施行。但し、令和元年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、第40条（学費）及び第70条（専攻科の学費）については、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
40. 令和3年4月1日、改定・施行。但し、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
41. 令和3年6月1日、改定・施行。但し、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。第40条の2及び第70条の2の規定は、令和3年度在籍学生より適用する。
42. 令和4年4月1日、改定・施行。但し、令和3年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
43. 令和5年4月1日、改定・施行。但し、令和4年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、第40条（学費）及び第70条（専攻科の学費）については、令和5年度入学生までは改定前の学則を適用する。
44. 令和6年4月1日、改定・施行。但し、令和5年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
45. 令和7年4月1日、制定・施行。但し、令和6年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、本学則第6条の規定にかかわらず、令和7年度は、収容定員を次の通りとする。

学科	令和7年度
初等教育学科	300名
初等教育学科 通信教育課程	300名

科目区分	授業科目	単位数			備 考	
		必 修	選 択	自 由		
〔総合教育科目〕						
	建学の精神	1				14単位以上選択必修
	建学の精神実践講座①	1				
	建学の精神実践講座②	1				
	女性と文化	2	2		2 単位以上選択必修	
	哲学		2			
	人間と倫理		2			
	心理学		2			
	日本人の心		2			
	鎌倉の歴史・文化		2			
	書道		2			
	日本国憲法		2			
	生活と法律	2				
	国際関係	2				
	経済のしくみ	2				
	企業の知識	2				
	企業等インターンシップ	2				
	生物学の基礎	2				
	生活と環境	2				
	数と統計	2				
	日本語表現	2				
	キャリアデザイン	2				
	女性と健康	2		2 単位以上選択必修		
	健康・スポーツ科学	2				
	食と健康	2				
	スポーツ実技	1				
	スポーツ実技（水泳）	1				
	情報リテラシー	2	2 単位以上選択必修			
	プレゼンテーション	1				
	プログラミング	1				
	英語①		2		2 単位以上選択必修	4 単位以上選択必修
	英語②		2			
	英語コミュニケーション①		2			
	英語コミュニケーション②		2			
	ドイツ語①		2			
	フランス語①		2			

科目区分	授業科目	単位数			備 考
		必 修	選 択	自 由	
〔専門教育科目〕					
	国語		2		
	社会		2		
	算数		2		
	理科		2		
	生活		2		
	音楽①		2		
	音楽②		2		
	図画工作		2		
	家庭		2		
	体育		2		
	初等教育学基礎演習①	1			
	初等教育学基礎演習②	1			
	初等教育学総合研究	1			
	社会福祉		2		
	子ども家庭支援の心理学		2		
	子ども家庭福祉		2		
	保育原理		2		
	子どもと健康		1		
	子どもと人間関係		1		
	子どもと環境		1		
	子どもと言葉		1		
	子どもと表現		1		
	社会的養護		2		
	保育者論		2		
	臨床心理学		2		
	子どもの保健		2		
	子どもの健康と安全		1		
	子どもの食と栄養		2		
	子ども家庭支援論		2		
	乳児保育		2		
	乳児保育演習		1		
	社会的養護演習		1		
	子育て支援		1		
	障害児保育		2		
	保育実習指導Ⅰ（保育所）		1		
	保育実習指導Ⅰ（居住型施設等）		1		
	保育実習指導Ⅱ（保育所）		1		
	保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）		1		
	保育実習Ⅰ（保育所）		2		
	保育実習Ⅰ（居住型施設等）		2		
	保育実習Ⅱ（保育所）		2		
	保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）		2		
	リトミック		2		
	レクリエーション理論		2		
	レクリエーション実技①		1		
	レクリエーション実技②		1		
	レクリエーション実習（学外）		1		
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2		
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①		2		
	ムーブメント療法		2		

科目区分	授業科目	単位数			備 考
		必修	選択	自由	
	秘書学概論		2		
	秘書実務		2		
	教職概論（同和教育を含む）		2		
	教育原理	2			
	教育心理学		2		
	発達心理学	2			
	子どもの理解と援助		1		
	教育制度		2		
	特別支援教育		1		
	カリキュラム論Ⅰ		2		
	カリキュラム論Ⅱ		2		
	国語科教育法		2		
	社会科教育法		2		
	算数科教育法		2		
	理科教育法		2		
	生活科教育法		2		
	音楽科教育法		2		
	図画工作科教育法		2		
	家庭科教育法		2		
	体育科教育法		2		
	道徳教育の理論と方法		2		
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2		
	小学校英語		2		
	小学校英語教育法		2		
	保育内容総論		2		
	保育内容演習健康		2		
	保育内容演習人間関係		2		
	保育内容演習環境		2		
	保育内容演習言葉		2		
	保育内容演習表現		2		
	児童文化		2		
	教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）		2		
	教育方法・技術演習		2		
	児童指導		2		
	幼児指導		2		
	教育相談		2		
	教育実習指導		1		
	教育実習		4		
	保育・教職実践演習（幼・小）		2		
	教職等インターンシップ①		2		
	サービ斯拉ーニング①		2		
	S A E①（語学研修）			1	
	S A E②（語学研修）			2	
	S A E③（語学研修）			4	
	S A E④（地域研究）			1	

学科名	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	備考
専攻科 初等教育専攻	保育学特論		2		
	乳児保育実践学		2		
	子どもの保健実践学		2		
	子どもの食育実践学		2		
	地域子育て支援実践学		2		
	子育てカウンセリング演習		2		
	幼児教育実践学		2		
	異文化理解		1		
	海外の保育・教育		1		
	障害児保育特論		2		
	子どもの運動生理		2		
	ムーブメント療法実践学		2		
	子ども家庭福祉実践学		2		
	教育・保育とICT		1		
	学校教育実践学		2		
	幼児体育指導		2		
	子どもの水泳指導		2		
	野外教育特論		2		
	親子レクリエーション		2		
	キャンプ		2		
	専攻科基礎演習		2		
	子どもの音楽表現		1		
	子どもの造形表現		1		
	子どもの身体表現		1		
	子どもの言語表現		1		
	インターンシップ		2		
	専攻科総合研究		2		
	ムーブメント療法実習		2		
	S A E		1		
	海外の保育・教育体験		1		

『鎌倉女子大学短期大学部学則』 別 表 II

鎌 倉 女 子 大 学 短 期 大 学 部 学 費 一 覧 表

項 目	金 額	
	初等教育学科	
入学検定料	30,000円	
	一般選抜（共通テスト利用） 5,000円	
入 学 金	380,000円	
項 目	1 年次金額	2 年次金額
授 業 料（年額）	640,000円	685,000円
教育環境充実費（年額）	196,000円	210,000円
実験実習費（年額）	180,000円	200,000円

『鎌倉女子大学短期大学部学則』 別 表 II - 2

鎌 倉 女 子 大 学 短 期 大 学 部 専 攻 科 学 費 一 覧 表

項 目	金 額	
	専攻科 初等教育専攻	
入学検定料	30,000円	
入 学 金	190,000円	
授 業 料（年額）	685,000円	
教育環境充実費（年額）	166,000円	

『鎌倉女子大学短期大学部学則』 別 表 III

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科及び専攻科初等教育専攻 在籍料

項 目		金 額
在 籍 料	半期	60,000円
	年額	120,000円

第1章 総則

第1条 （趣旨）

本規則は、鎌倉女子大学短期大学部学則第5条第3項に基づき、初等教育学科通信教育課程（以下「通信教育課程」という。）に関する必要な事項を定める。

第2条 （目的）

本通信教育課程は、主として通信の方法によって幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、健全で幸福な社会の発展に寄与できる知見と方法、豊かな人間性と高い倫理性をもった人材を養成することを目的とする。

第3条 （自己点検及び評価）

本通信教育課程は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 修業年限及び教育課程

第4条 （修業年限及び在学期間）

本通信教育課程に卒業することを目的として入学する学生（以下「正科生」という。）の修業年限は、2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

第5条 （授業科目）

授業科目を総合教育科目及び専門教育科目に分ける。

第6条 （必修・選択・自由科目の区分）

授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

第7条 （授業科目及び単位数）

授業科目及び単位数は、別表Ⅰの通りとする。

第8条 （授業の方法）

授業は、面接授業若しくはメディアを利用して行う授業（以下「メディア授業」という）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 面接授業は、原則として本学校舎にて実施し、その時期は鎌倉女子大学短期大学部学則第75条の規定にかかわらず定める。

3. メディア授業は、インターネット等を利用し、音声及び動画による授業を任意の時間及び場所で視聴するとともに、設問回答等を実施し、双方向の指導を行う。

4. 授業は、外国において履修させることができる。

第9条 （単位の計算方法）

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以って構成することを標準とし、前条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って1単位として単位数を計算するものとする。但し、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業を以って1単位とすることができる。

第10条 （免許・資格の取得）

免許・資格の取得は、次の各項目に定める方法による。

2. 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、本通信教育課程においては、小学校教諭2種免許状・幼稚園教諭2種免許状である。
3. 准学校心理士の資格を得ようとする者は、別に定める准学校心理士資格関連科目を修得しなければならない。
4. 児童厚生二級指導員の資格を得ようとする者は、「児童厚生員資格履修規程」に定める学科目、単位数を修得しなければならない。
5. 幼児体育指導員初級の資格を得ようとする者は、別に定める幼児体育指導員初級資格関連科目を修得しなければならない。
6. レクリエーション・インストラクターの資格を得ようとする者は、別に定めるレクリエーション・インストラクター資格関連科目を修得しなければならない。
7. キャンプインストラクターの資格を得ようとする者は、別に定めるキャンプインストラクター資格関連科目を修得しなければならない。
8. 秘書士の資格を得ようとする者は、別に定める秘書士資格関連科目を修得しなければならない。

第11条 （課程履修費納入及び課程履修登録）

免許・資格を取得するためには、課程履修費納入及び課程履修登録をしなければならない。

2. 課程履修費の納入が必要な免許・資格は、別表Ⅱの通りとする。
3. 納入された課程履修費は返却しない。
4. 課程履修登録を取り消すためには、取り下げ手続きを行うものとする。

第12条 （登録・申請等費用）

免許・資格の登録・申請等に必要な費用は、別に徴収する。

第3章 入学・再入学・退学・除籍・転籍・転入学・転学・留学・休学・復学

第13条 （入学の時期）

入学の時期は、学年の始めとする。但し、再入学の時期は、学期の始めとすることができる。

第14条 （入学資格）

本通信教育課程に入学し得る者は、その教育手法の特性から女子に限定することなく、次の各号のいずれかに該当する男女とすることができる。

- 一．高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二．通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三．外国において学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定をしたもの
- 四．文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五．専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六．文部科学大臣の指定した者
- 七．高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 八．本通信教育課程において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

第15条 （入学の出願）

本通信教育課程に入学を志願する者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

第16条 （入学者の選抜）

前条の入学を志願する者には、選抜を行う。

- 2．選抜に関する事項は、別に定める。

第17条 （合格者の決定）

前条の選抜による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第18条 （入学手続き）

第16条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証人連署の保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入し、入学手続きをしなければならない。

第19条 （入学許可）

学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第20条 （保証人）

保証人は、独立の生計を営む成年者とし、父母又はこれに代わる親族でなければならない。
また、本人が本通信教育課程に対して負う一切の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で責任を負う。

第21条 （再入学）

第22条第1項の規定により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

- 2．前項の場合、既修の学科目の全部又は一部を再び履修させることがある。
- 3．再入学に関する事項は、別に定める。

第22条 （退学）

退学しようとする者は、学長に退学願を提出するものとする。

2. 退学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第23条 （除籍）

次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 一. 学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者
- 二. 第4条に定める在学年限を超えた者
- 三. 第29条第2項に定める休学期間を超えてなお就学できない者

2. 除籍に関する事項は、別に定める。

第24条 （転籍）

鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科の学生で、本通信教育課程に転籍を志願したとき、又は本通信教育課程の学生で、鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科に転籍を志願したときは、第21条の規定を準用する。

第25条 （転入学）

他の短期大学に在学している者で、本通信教育課程に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が相当年次への入学を許可することがある。

2. 転入学に関する事項は、別に定める。

第26条 （転学）

他の短期大学に入学又は転学しようとする者は、事由を詳記して学長に願い出るものとする。

2. 転学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第27条 （留学）

外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長に留学願を提出するものとする。

2. 留学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。
3. 留学に関する事項は、別に定める。

第28条 （休学）

疾病その他やむを得ない事由で休学しようとする者は、学長に休学願を提出するものとする。

2. 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。
3. 休学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第29条 （休学期間）

休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。但し、特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

2. 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
3. 休学期間は、在学期間に算入しない。

第30条 （復学）

復学は、学期の始めとする。

2. 復学しようとする者は、休学期間が終了する1か月前までに、学長に復学願を提出するものとする。
3. 休学期間内であっても休学の事由が止んだときは、学長に復学願を提出することができる。
4. 病気を理由として休学した者は、復学願に医師の診断書を添付するものとする。
5. 復学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第31条 （二重学籍の禁止）

本通信教育課程の正科生は、同時に他の短期大学、専門職短期大学、大学、専門職大学、大学院又は専門職大学院の正規の課程の学生として在籍することはできない。

2. 鎌倉女子大学及び鎌倉女子短期大学部初等教育学科の履修については、別に定める。

第4章 成績評価及び単位の授与

第32条 （試験）

試験の種類は、単位認定試験及びその他の方法とする。

2. 試験を受けることができる者は、所定の期間に授業を受講した者に限る。
3. 試験に関する細則は、別に定める。

第33条 （成績評価）

成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点及び評価の基準は、以下の通りとする。

合否	評価	評点	評価の基準
合格	S	100～90点	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
	A	89～80点	到達目標を十分に達成できている優れた成績
	B	79～70点	到達目標を達成できている成績
	C	69～60点	到達目標を最低限達成できている成績
	合	合格	段階なし
	認	合格	段階なし
不合格	F	59点以下	到達目標を達成できていない成績
	E	成績評価なし	評価なし
	否	不合格	評価なし

2. 成績評価は前項の表記の他、グレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）による総合評価を次の各号の方法で行う。
 - 一. GPAは4点式で行い、ランク配点は、S（4点）、A（3点）、B（2点）、C（1点）、E（0点）、F（0点）とする。
 - 二. 前号により算出された配点を合計したものを、成績表記を合及び認とする教科目を除いた履修科目単位数で割ることで得た数値を総合評価と定め、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを算出する。

第34条 （単位の授与）

授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第35条 （他の短期大学等における授業科目の履修）

教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（以下「他の短期大学等」という）との協議に基づき、正科生が当該他の短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第36条 （短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

教育上有益と認めるときは、正科生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本通信教育課程における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により本通信教育課程において修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第37条 （入学前の既修得単位等の認定）

教育上有益と認めるときは、正科生が本通信教育課程に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、正科生が本通信教育課程に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本通信教育課程における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3. 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本通信教育課程において修得した単位以外のものについては、第35条第1項及び前条第1項の規定により本通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第5章 学費その他

第38条 （学費）

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅲの通りとする。

第39条 （休学期間中の学費）

休学期間中については、授業料及び教育環境充実費に代え、在籍料を納入するものとする。

2. 在籍料は、別表Ⅳの通りとする。

第40条 （分納）

学費を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

第41条 （既納学費の取り扱い）

すでに納めた学費は、これを返却しない。

第42条 （未納者の扱い）

学費を納めない者は、原則として成績評価を受けることができない。

第43条 （奨学金）

奨学金に関する事項は、別に定める。

第44条 （その他の費用）

その他必要な費用は、別に徴収することがある。

第6章 進級、卒業及び学位

第45条 （進級要件）

1 年次から 2 年次へ進級するためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一． 1 学期以上在学していること
- 二． 25 単位（認定単位数を含む）以上修得していること

第46条 （卒業要件）

卒業要件は、本通信教育課程に 2 年以上在学し、次の各号に定める単位を修得することとする。

- 一． 総合教育科目は、選択科目を含めて 14 単位以上を履修しなければならない。
 - 二． 専門教育科目は、選択科目を含めて 48 単位以上を履修しなければならない。
- 2． 前項の修得単位のうち、15 単位以上は面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。

第47条 （卒業の認定）

前条の卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が課程の修了及び卒業を認定する。

第48条 （学位の授与）

前条の規定により卒業を認定された者には、教授会の議を経て、学長が学位「短期大学士（教育学）」を授与する。

- 2． 学位に関する事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生

第49条 （科目等履修生）

本通信教育課程は本通信教育課程の正科生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対して単位を与えることができる。

- 2． 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第50条 （規定の準用）

科目等履修生については、別に定める場合のほか、その性質に反しない限り本規程を準用する。

第8章 その他

第51条 （施行細則）

本規程を施行するための細則は、別に学長が定める。

第52条（学則等の準用）

学年、学期、賞罰その他本規程に定めのない事項については、鎌倉女子大学短期大学部学則を準用する。

附則

令和7年4月1日、制定・施行する。

科目 区分	授業科目	授業 形態	単位数			1 単 位 当 た り の 時 間 数	配 当 年 次	免許・資格プログラム								企業 学 習 プ ロ グ ラ ム	備考
			必修	選択	自由			小学 校 2 種	幼稚園 2 種	准学 校心 理士	児童厚 生二級 指導員	幼児体 育指導 員初級	レクリ エーシ ョン・イ ン・ス トラク ター	キャン プイン ストラ クター	秘書 士		
専門 教 育 科 目	国語（書写を含む）	演習		2		15	1	4 単 位 以 上 選 択 必 修								○	
	社会	講義		2		15	2									○	
	算数	講義		2		15	1									○	
	理科	講義		2		15	2									○	
	生活	講義		2		15	1										
	音楽	演習		2		15	1		○								
	図画工作	演習		2		15	1		○							○	
	家庭	講義		2		15	2									○	
	体育	演習		2		15	1		○							○	
	小学校英語	講義		2		15	2									○	
	国語科教育法	演習		2		15	1	◎									
	社会科教育法	演習		2		15	2	○									
	算数科教育法	演習		2		15	1	◎									
	理科教育法	演習		2		15	2	○									
	生活科教育法	演習		2		15	2	◎									
	音楽科教育法	演習		2		15	1	◎									
	図画工作科教育法	演習		2		15	1	◎									
	家庭科教育法	演習		2		15	2	○									
	体育科教育法	演習		2		15	2	○									
	小学校英語教育法	演習		2		15	2	◎									
	子どもと健康	演習		1		15	1		◎								
	子どもと人間関係	演習		1		15	1		◎								
	子どもと環境	演習		1		15	1		◎								
	子どもと言葉	演習		1		15	1		◎								
	子どもと表現（音楽）	演習		1		15	1	選択 必修									
	子どもと表現（造形）	演習		1		15	1										
	保育内容総論	演習		2		15	2		◎								
	保育内容演習健康	演習		2		15	1		◎								
	保育内容演習人間関係	演習		2		15	1		◎								
	保育内容演習環境	演習		2		15	1		◎								
	保育内容演習言葉	演習		2		15	2		◎								
	保育内容演習表現	演習		2		15	2		◎								
	教育原理	講義	2			15	1	◎	◎								
	教職概論（同和教育を含む）	講義		2		15	1	◎	◎								
	教育制度	講義		2		15	2	◎	◎								
	発達心理学	講義	2			15	1	◎	◎	○						○	
	教育心理学	講義		2		15	2	○	○	○						○	
	特別支援教育	講義		1		15	2	◎	◎	○						○	
	教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む)	講義		2		15	2	◎	◎								
	教育相談	講義		2		15	2	◎	◎	○						○	

科目区分		授業科目	授業形態	単位数			1単当たりの時間数	配当年次	免許・資格プログラム								企業学習プログラム	備考
				必修	選択	自由			小学校2種	幼稚園2種	准学校心理士	児童厚生二級指導員	幼児体育指導員初級	レクリエーション・インストラクター	キャンピングインストラクター	秘書士		
専門教育科目	小学校教職	カリキュラム論Ⅱ	講義		2		15	1	◎									
		道徳教育の理論と方法	講義		2		15	2	◎									
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義		2		15	2	◎									
		児童指導（キャリア教育を含む）の理論と方法	講義		2		15	1	◎									
	幼稚園教職	カリキュラム論Ⅰ	講義		2		15	1		◎								
		幼児理解の理論と方法	講義		2		15	2		◎								
	小学校・幼稚園教育実践	教育実習指導	演習		1		15	1	◎	◎								
		教育実習	実習		4		30	2	◎	◎								
		教職実践演習（幼・小）	演習		2		15	2	◎	◎								
	児童厚生指導員	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	講義		2		15	1				◎						
		児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①	演習		2		15	2				◎						
		児童館実習	実習		2		45	2				◎						
	幼児体育指導員	幼児の運動指導	演習		2		15	1, 2					◎					
	レクリエーション・インストラクター	レクリエーション理論	講義		2		15	1						◎				
		レクリエーション実技	実技		1		30	2						◎				
		レクリエーション実習（学外）	実習		1		30	2						◎				
	キャンプインストラクター	キャンプと自然体験	演習		2		15	1, 2							◎			
秘書士	秘書学概論	講義		2		15	2								◎	○		
	秘書実務	講義		2		15	2								◎	○		

免許・資格名	課程履修費
小学校教諭二種免許状	20,000円
幼稚園教諭二種免許状	20,000円
児童厚生二級指導員	20,000円
幼児体育指導員初級	20,000円
レクリエーション・インストラクター	20,000円
キャンプインストラクター	20,000円
秘書士	20,000円

『通信教育規程』別表Ⅲ

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 通信教育課程 学費一覧表

項 目	金 額
入学検定料	10,000円
入 学 金	30,000円
授 業 料 (年額)	230,000円
教育環境充実費 (年額)	35,000円

『通信教育規程』別表Ⅳ

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 通信教育課程 在籍料

項 目		金 額
在 籍 料	半期	10,000円
	年額	20,000円